

**保存版** 2015年10月

このガイドブックは保存版です。

新たな改訂版発行まで大切に  
保管して活用してください。

# エコロ制度 ガイドブック

組合員どうしのたすけあいのし「ほ



エコロは「はい、どうぞ」という意味のイタリア語です。

困った時に手を差しのべあつてたすけあうという想いが込められています。  
一見かわいらしいウサギですが、逆さにしてみると両手が図案化されています。

## 生協エスコープ大阪

お名前



## はじめに

### 「エコロ制度は組合員同士のたすけあい」

エスコープ大阪の共同購入は、設立当初「班」が基本で、当時の班ではみんな消費材（当時は商品と呼んでいました）を分け合い、ちょっと困ったときにはお互い支え合うということがよくありました。しかし、個人配達が大半となった今では、組合員同士のつながりは薄くなってきているのが現状です。

今の私たちを取り巻く社会は、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化、経済格差・貧困等の問題を抱え、生活の不安が増大しています。このような不安は公助や自助だけに頼るだけでは解消されません。エコロのような共助のしくみが今後ますます必要となってきます。

エコロ制度は、エスコープ大阪独自のたすけあいのしくみです。

2015年10月から新たに開始した制度で、組合員全員でつくっていくしくみです。組合員どうしのたすけあえる関係をひろげていきましょう。

そして、自分のためにも、仲間のためにも、次世代のためにも、つないでいけるエコロ制度をおおぜいでつくっていきましょう。



## 目次

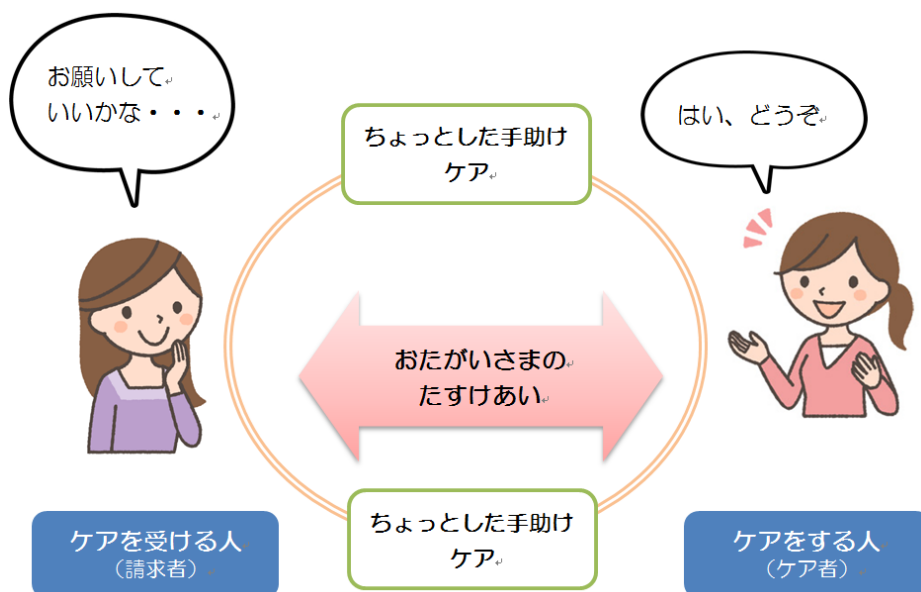
はじめに、目次	・・・	1 ページ
エコロ制度とは？	・・・	2 ページ
エコロ制度のながれ	・・・	3 ページ
エコロ制度のルール	・・・	4 ページ
保障内容	・・・	5～8 ページ
エコロ制度規程・細則	・・・	9～10 ページ
請求書・請求書記入見本	・・・	11～13 ページ
こんな時使える？どう使うの？エコロ制度	・・・	14 ページ



## エッコロ制度とは？

### エッコロ制度はエスコープ大阪の独自の 「組合員どうしのたすけあい」のしくみです

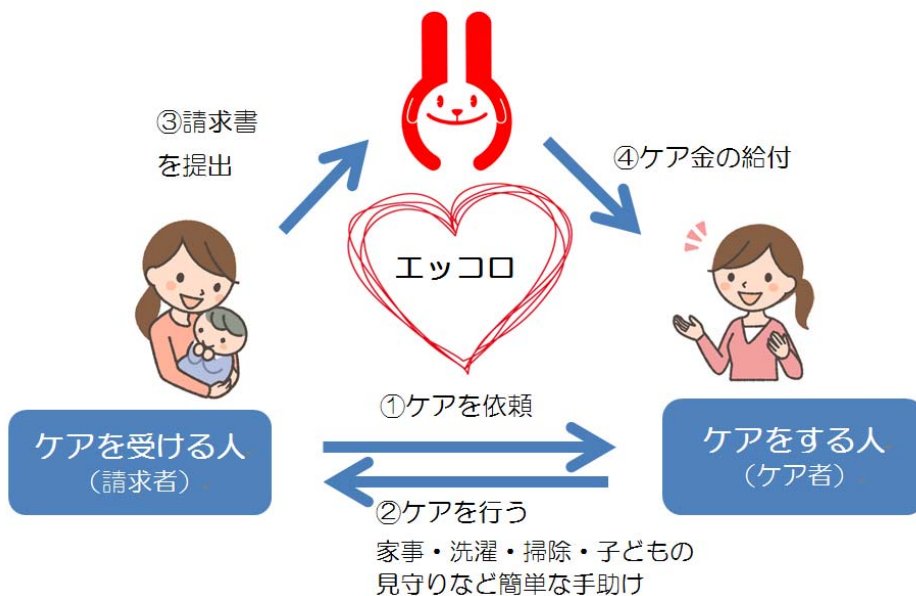
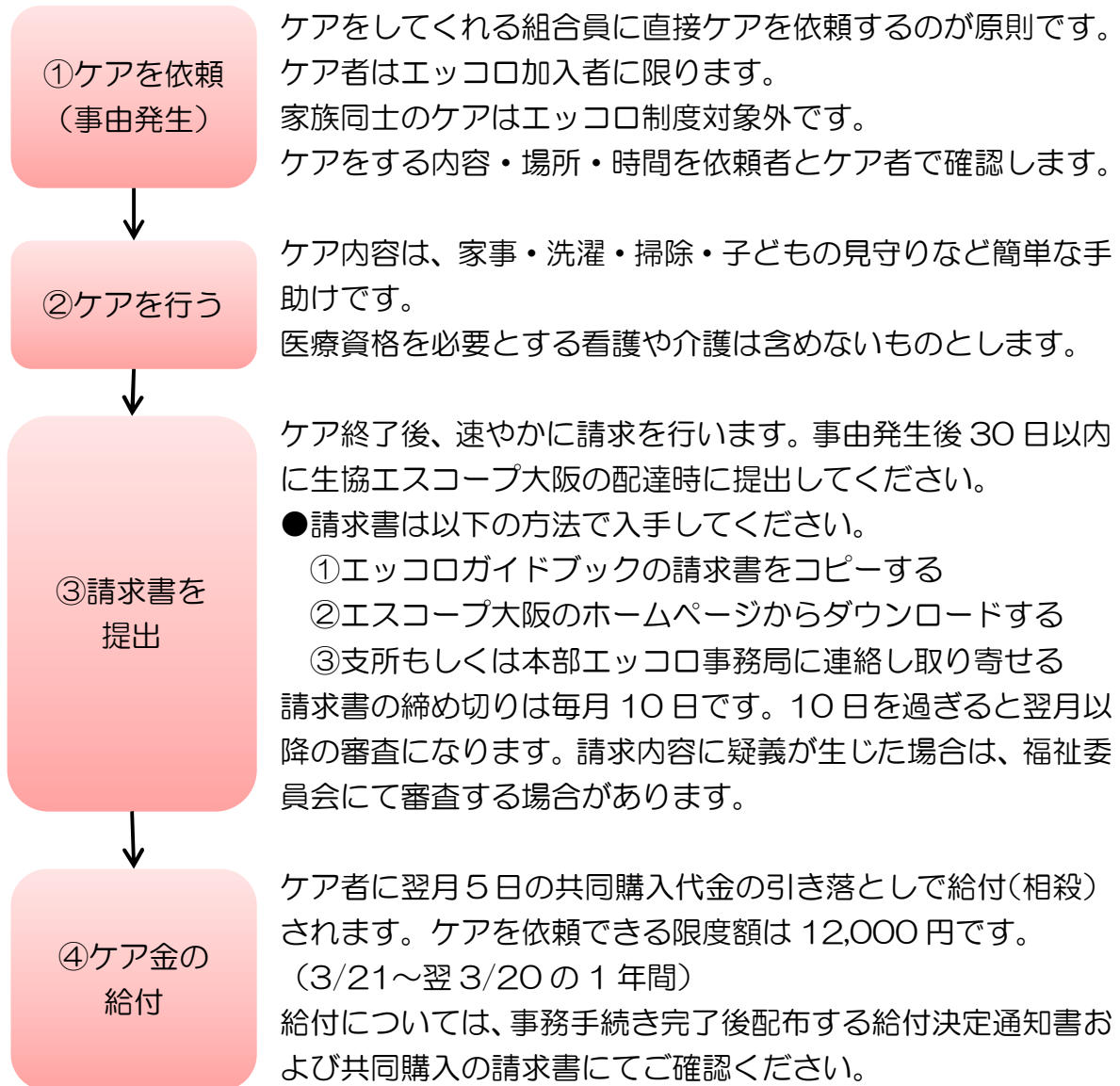
“身近な何気ない「たすけあい」”をしくみにしたのがエッコロ制度です。エッコロ制度で支払われるもの、受け取るものは報酬ではなく、たくさんの「ありがとう」の気持ちです。



- エッコロ制度は、加入者が毎月 100 円を拠出し、その掛け金を原資に組合員間での「ちょっとした手助け」に対して「ケア金」を給付します。
- エッコロ制度に加入すると、毎月 100 円をエスコープ大阪の共同購入代金と一緒に払込みます。（エッコロ制度に加入すると自動的に引き落としとなります。）
- エッコロ制度を利用したいときは、ケアを受ける人が、エッコロ制度に加入している組合員に直接ケアの依頼をします。双方のやり取りでケア内容・時間・場所を確認します。ケアの内容については、双方のやり取りで合意を取ります。
- お互いがエッコロ制度の加入者であれば、だれでもいつでもケアを受けたり、ケアをすることができます。ただし、家族間のケアはエッコロ制度の対象外です。
- エッコロ制度はおおぜいの組合員がたくさん使うことでより良い制度になっていきます。エスコープ大阪の福祉委員会では、エッコロ制度の加入者を増やし、エッコロ制度を広める活動（エッコロカフェ）をすすめていきます。詳細は、エッコロ News もしくは地域ニュースにてご確認ください。



## エッコロ制度のながれ





## エコロ制度のルール



### 1、ケア金とは

- ・ケア金は、「おたがいさまのたすけあい」のしるしとしてエコロ加入者全員の掛け金の中から支払われます。
- ・ケア金は、ケアした人に支払われ、共同購入代金と相殺して給付となります。
- ・ケア金は、時給（＝労働対価）として支払われるものではありません。

### 2、ケアのルール

- ・お互いがエコロ制度の加入者であれば、だれでもいつでもケアを受けたり、ケアをすることができます。
- ・ケアは、一人のできる「簡単なケア」とし、基本的に1ケアを1時間程度とします。連続して1時間以上の時間がかかったとしても1回のケア＝1ケアとします。
- ・ケアの内容や時間などには一定の制限があります。例えば、家族間のケアはエコロ制度の対象外です。詳しくは、14ページの事例およびエコロ制度細則の「家族の定義」をご覧ください。

#### ①ケアを依頼するときには・・・

- ・ケア者に直接ケアを依頼するのが原則です。
- ・ケア者にはお礼としてケア金が給付されますが、あくまでも好意によるたすけあいです。感謝の気持ちを忘れずに。
- ・ケア者に依頼内容を伝え、場所・時間などをよく打ち合わせしてください。アレルギーや持病などは事前に伝えておきましょう。
- ・ケア終了後、速やかに請求書を提出してください。（原則30日以内です。）

#### ②ケアを引き受けるときには・・・

- ・自分ができる範囲でケアを引き受けましょう。 ・プライバシーを守りましょう。
- ・ケアの内容、時間などを記録しておきましょう。
- ・給付確定後給付決定通知書が配布されます。共同購入の請求書と共にご確認ください。

### ●エコロケア者保険

- ・エコロ制度に定められているすべてのケアについて「ケア者保険」が適用されます。
- ・この保険はケア者が出かけてからケアを終え帰宅するまでの間を保障します。
- ・ケアに自動車やバイクが使われた場合の自動車・バイク事故は対象になりません。
- ・ケア中にペットがけがした場合、ペットを起因とする賠償責任についての保障はありません。

・事故が発生したら、速やかにエコロ事務局へ連絡してください。

傷害保険 (ケア者本人)	死亡：300万円 入院：3,000円/日（180日間） 通院：2,000円/日（90日間）	ケア者がケア中にけがをした場合
賠償責任保険	身体賠償：1億円/1名 財物賠償：1億円/1事故	ケア者がけがをさせたり他人のものを壊した場合



## 保障内容 上限 12,000 円 (3/21～翌 3/20)

- ・活動保障と生活保障の2種類の保障があります。
- ・ケアを請求できる上限は活動保障・生活保障合わせて 12,000 円です。(活動中の事故による賠償責任は含みません。エッコロ制度の事業年度 3 月 21 日～翌 3 月 20 日の 1 年間です。)
- ・エッコロ加入者同士でも、家族間のケアはエッコロ対象外とします。  
(エッコロ制度規程で定める「家族」とは、同居・別居問わず親・子・配偶者・祖父母・孫および兄弟姉妹とします。)



### ●活動保障 (組合員活動を支えるためのたすけあい)




エスコープ大阪の企画に参加する、地域委員となって活動する、などエスコープ大阪の様々な活動に参加することを支えるしくみが活動保障です。


1、組合員活動を支えるためのケア	ケア金 600 円/1 ケア 2 時間を超える場合は 1,200 円
エスコープ大阪の組合員活動で会議や研修への出席や主催者として企画運営した際の、子どもや高齢者の見守り・家事援助	
<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エスコープ大阪主催の学習会に参加するので、子どもの見守りを頼んだ。</li> <li>・エスコープ大阪の会議に参加するので、高齢の親の食事を頼んだ。</li> </ul>	
2、組合員活動中の共同購入品受け取りのケア	ケア金 600 円/1 ケア
エスコープ大阪の組合員活動で会議や研修への出席や主催者として企画運営した際の、共同購入品の受け取り	
<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エスコープ大阪の会議に参加するために共同購入品の受け取りを同じマンションの組合員に頼んだ。</li> </ul> <p>※25人班は別途専任当番活動費が支給されているため除外する。(イレギュラーなものはエッコロ対象。)</p>	





## ●生活保障（日常生活のたすけあい）


暮らしのなかでちょっと困った時に加入者同士でたすけあうしくみです。  
ケア終了後に請求書を提出することで、ケア者にケア金が給付されます。  
※医療資格を必要とする看護や介護は含めないものとします。

3、加入者本人の入院・通院・在宅療養に伴うケア	ケア金 600 円/1 ケア
加入者本人が事故・病気で入院・通院・在宅療養したときのケアに対する保障	
<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・病気で入院した間、共同購入の受け取りを頼んだ。</li><li>・風邪をひいて寝込んだので、家事を助けてもらった。</li></ul>	
4、加入者家族の入院・通院・在宅療養に伴う加入者へのケア	ケア金 600 円/1 ケア
加入者家族が事故・病気で入院・通院・在宅療養したときの加入者へのケアに対する保障	
<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・子どもが風邪をひき、もう一人の子どもの幼稚園のお迎えを頼んだ。</li><li>・夫が入院したので、お見舞いの間子どもの見守りを頼んだ。</li></ul>	
5、加入者本人の産前産後のケア	ケア金 600 円/1 ケア
加入者本人の産前産後のケアに対する保障（出産予定日から6週間～産後1年）	
<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・2人目の出産の際に上の子どもの幼稚園の送迎を頼んだ。</li><li>・産後の検診の同行を頼んだ。</li></ul>	

6、長期に留守をする時のケア	ケア金 600 円/1 ケア
加入者本人が長期に留守をするときのケアに対する保障 ※長期は1週間以上です。 ※1週間単位を1ケアとします。	
例えば、どんな時に使えるの？  ・一週間旅行に行くので、庭木の水やり（ゴミだし、ペットの世話など）を頼んだ。	

7、リフレッシュのためのケア (上限年4回)	ケア金 600 円/1 ケア
家族に未就学児・障がい者・介護の必要な高齢者がいる加入者が、子育て・介護の間のリフレッシュのためのケアに対する保障	
例えば、どんな時に使えるの？  ・美容院に行くために子どもの見守りを頼んだ。 ・学生時代のお友達と会うので、高齢のおじいちゃんの食事づくりを頼んだ。	


8、儀式・行事に伴うケア	ケア金 600 円/1 ケア
加入者および家族の学校・幼稚園・保育園などの行事・PTA活動、結婚式・葬式におけるケアに対する保障	
例えば、どんな時に使えるの？  ・子どもの授業参観に行くので、下の子の見守りを頼んだ。 ・お通夜に行くので、子どもの食事作りを頼んだ。	

9、高齢の加入者（65歳以上）をサポートするケア	ケア金 600 円/1 ケア
65歳以上の加入者が日常生活の困りごとをサポートするためのケア保障	
例えば、どんな時に使えるの？  ・電球の交換を頼んだ。 ・家具の移動を頼んだ。 ・重いものを運ぶのを頼んだ。	





## ●エコロ活動中の事故による賠償責任の補てん

10、エコロ活動中の事故による賠償責任の補てん	免責金額 5,000 円 (エコロ請求金額の上限 12,000 円には含みません。)
エコロケア中に加入者本人または同居家族が対人または対物の事故で賠償責任が生じたときの保障	
例えば、どんな時に使えるの？  ・エコロケア中に家財を壊してしまった。 ・エコロケア中に預かっていたこどもを誤ってけがをさせてしまった。	

エコロ制度を使いたいののに、周りに組合員の知り合いがない・・・  
エスコープ大阪の組合員の知り合いをつくりたい・・・

そんなときは、エコロカフェに参加してください！

地域の組合員の顔つなぎの場、エコロ制度の説明の場としてエコロカフェを各地域で開催します。

また、ご自宅や家の周辺でおうちエコロカフェを開催したい場合は、おうちエコロカフェを開催することができます。

詳細は、エコロ News もしくは地域ニュースをご確認ください♪

お問い合わせ  
生協エスコープ大阪  
エコロ事務局 ☎072-293-4660





## エコロ制度規程・細則

### 生協エスコープ大阪 エッコロ制度規程

#### (目的)

第1条 生協エスコープ大阪エコロ制度（以下エコロ制度という）は、生活協同組合エスコープ大阪（以下生協という）の組合員が地域における相互扶助の機能を高めるために、たすけあいのしくみをつくり、第2条に掲げる活動内容を行うことを目的とします。

#### (活動内容)

第2条 生協は加入者から掛け金を受け取り、契約期間中に発生した以下の事由に対して保障を行うものとします。

##### 1、活動保障

- (1) 組合員活動を支えるためのケア
- (2) 組合員活動中の共同購入品受け取りのケア

##### 2、生活保障

- (1) 加入者本人の入院・通院・在宅療養に伴うケア
- (2) 加入者家族の入院・通院・在宅療養に伴うケア
- (3) 加入者本人の産前産後のケア
- (4) 高齢の加入者（65歳以上）をサポートするケア
- (5) 長期に留守をする時のケア
- (6) リフレッシュのためのケア
- (7) 儀式、行事に伴うケア

#### (エコロ制度の管理・運営)

第3条 エッコロ制度の自立的かつ円滑な運営を図るために、理事会が委任する委員会が管理・運営を行います。

#### (理事会が委任する委員会の議決事項)

第4条 理事会が委任する委員会は、生協の総代会・理事会の決定に基づき次の事項を議決します。

- (1) エッコロ制度事由発生処理に関する事項
- (2) エッコロ制度内容の検討に関する事項
- (3) エッコロ制度事業案の策定に関する事項
- (4) その他エコロ制度運営上必要とされる事項

#### (加入者の範囲)

第5条 加入者とは加入者本人とし、加入者になることができるのは生協の組合員本人とします。

#### (加入手続き)

第6条 生協に申請し、生協の受理をもってします。

#### (掛け金及び払込方法)

第7条 掛け金は月額100円とし、毎月生協の指定する日までに生協に払込むものとします。

- 2、掛け金の払込み方法は、別に定める細則によります。

#### (効力の開始)

第8条 効力の開始は、申込みが受理された日よりとします。

#### (給付金の受取人)

第9条 給付金の受取人は、加入者本人とします。

#### (契約期間)

第10条 契約期間は、3月21日より翌年3月20日までとし、期間中の中途における解約はできないものとします。

- 2、解約方法は別に定める細則によります。

#### (契約の変更)

第11条 加入者は契約の成立後、次の事項が生じたときは遅滞なく生協に届け出るものとします。

- (1) 加入者の氏名の変更
- (2) 加入者の住所の変更

#### (契約の消滅)

第12条 加入者が生協を脱退したとき、または死亡したとき消滅します。

#### (払込猶予期間および失効)

第13条 掛け金の払込猶予期間は、払込期日の翌日から3か月とします。

- 2、払込猶予期間が過ぎても、なお掛け金が振り込まれない場合、契約は払込期日の翌日午前0時にさかのぼって失効します。ただし、理事長が予め事実関係の調査を行い、必要と認めるときはこの限りではありません。

#### (事由発生時の報告)

第14条 加入者またはその家族は事由が発生したときは、速やかに事由発生状況を生協に報告し、所定の手続きを取るものとします。

#### (給付金の支払い請求)

第15条 給付金の受取人は事由が発生したときは、その発生日から30日以内に支払請求書を提出し、給付金の支払いを請求するものとします。

2 給付金の受取人が給付金の請求手続きを事由発生から1年間怠った時、生協は給付金の支払い義務を免れます。

3 掛け金の未収等で共同購入同様利用制限のある期間に発生した事由については給付請求ができません。

4 請求時も生協の組合員であることとします。

#### (給付金の支払い)

第16条 給付金は事由内容を規程及び細則に沿って、理事会が委任する委員会が審査し、支払うものとします。

#### (調整)

第17条 給付金の支払いに関し、生協と受取人の間に疑義が生じたときは、理事会が委任する委員会において調整するものとします。

#### (業務委託)

第18条 生協はエコロ制度活動を行うため、他団体に活動業務を委託することができるものとします。

します。

(細則)

第19条 生協はこの規程に定めるもののほか、エコロ制度活動のための手続き、その他の業務の執行に必要な事項は、別に定める細則に基づいて活動するものとします。

(附則)

第20条 この規程は、2015年10月1日から施行するものとします。

2、この規程の改廃は、生協の理事会において行うものとします。

#### エスコープ大阪・エコロ制度細則

(総則)

第1条 エッコロ制度規程第19条に基づき、制度の執行に必要な事項はこの定めによるものとします。

(家族の定義)

第2条 規程に規定する「家族」とは、同居・別居問わず親・子・配偶者・祖父母・孫および兄弟姉妹とします。

(入院の定義)

第3条 規程に規定する「入院」とは、医師の診断により治療が必要であり、かつ自宅での治療が困難なため、病院または診療所に入り、継続して常に医師の管理下において治療に専念することが必要であるとされた時とします。

2 病院とは、医師法に定める病院または診療所とします。ただし、柔道整復師法に定める施術所等は病院に準ずるものとします。

(在宅療養の定義)

第4条 規程に規定する「在宅療養」とは、家庭において治療に専念する必要があり、かつ日常生活に支障をきたした状態とします。

(契約期間をまたがる事由の取り扱い)

第5条 事由が契約期間をまたがって継続した場

合、その事由は前年の契約期間に通算するものとします。

(組合員活動の定義)

第6条 規程に規定する「組合員活動」とは、組合員拡大行動、各種資料及びチラシ配布、各種委員会・集会・イベントとします。

(掛け金の払込方法)

第7条 規程第7条の掛け金の払込方法は、毎年度の共同購入代金の支払いと同一の方法で払込むものとします。

(解約方法)

第8条 規程10条の2で規定する解約方法は、所定の解約届を2月末までに提出することとします。

2 解約を申し出ない場合は、契約はさらに1年間継続するものとします。

(保障内容)

第9条 規程第2条で規定する「契約期間中に発生した各事由に対する保障内容」および第15条に規定する「支払請求に必要な提出書類」は別表のとおりとします。

(ケア及びケア者の定義)

第10条 「ケア」とは日常生活を円滑にするために支援することをいい、ケア者とはそれを行うものをいいます。医療資格を必要とする看護や介護は含めないものとします。家族間のケアは給付対象とはなりません。ケア者はエコロ制度加入者とします。

(附則)

第11条 この細則は、2015年10月1日から施行するものとします。

2、この細則の改廃は生協の理事会において行うものとします。

請求書 活動保障 ※コピーして使ってください



エスコープ大阪 エッコロ制度事由報告書兼支払請求書

生協エスコープ大阪 御中

下記エコロ制度事由発生により、ケア金を請求します。

記入日	年 月 日	組合員コード	
フリガナ 氏 名		電話番号	
		生年月日	年 月 日

■適用事由に○をつけてください (適用事由が複数ある場合は事由ごとに申請してください)

<input type="checkbox"/>	1、組合員活動を支えるためのケア 1ケア600円、2時間以上の場合は1,200円
<input type="checkbox"/>	2、組合員活動中の共同購入品受け取りのケア 1ケア600円

■ケアを受けた日時、ケア者氏名、ケア内容を記入してください。

事由発生日時	年 月 日 ( )	:	~	:
ケア者のお名前		ケア者との関係		
ケア者の組合員コード		請求金額		円
ケア内容				

■会議や企画の主催者が証明をしてください。

活動証明記入者	
---------	--

ご記入頂いた個人情報は規則に沿って管理し、生協エスコープ大阪の活動目的としてのみ使用します。

<お問い合わせ エスコープ大阪エコロ事務局 電話 072-293-4660>

■事務局記入欄				
配達担当受付	月 日	担当:	審査不可の場合の理由	
エコロ事務局受付	月 日	担当:		
福祉委員会確認	月 日	担当:		
給付額	円	給付日	月 日	受付 NO.

請求書 生活保障 ※コピーして使ってください



## エスコープ大阪 エッコロ制度事由報告書兼支払請求書

生協エスコープ大阪 御中

下記エコロ制度事由発生により、ケア金（1ケア600円）を請求します。

記入日	年 月 日	組合員コード	
フリガナ 氏 名		電話番号	
		生年月日	年 月 日

■適用事由に○をつけてください（適用事由が複数ある場合は事由ごとに申請してください）

<input type="checkbox"/>	3、加入者本人の入院・通院・在宅療養に伴うケア		
<input type="checkbox"/>	4、加入者家族の入院・通院・在宅療養・介護に伴う加入者へのケア		
<input type="checkbox"/>	5、加入者本人の産前産後のケア	お子さんの誕生日（出産予定日）	年 月 日
<input type="checkbox"/>	6、長期に留守をする時のケア		
<input type="checkbox"/>	7、リフレッシュのためのケア（年4回まで）		回目の申請/年4回
<input type="checkbox"/>	8、儀式・行事に伴うケア	冠婚葬祭・行事名（	）
<input type="checkbox"/>	9、高齢の加入者（65歳以上）をサポートするケア	加入者の年齢	歳

■ケアを受けた日時、ケア者氏名、ケア内容を記入してください。

事由発生日時	年 月 日（ ）	:	~	:
ケア者のお名前		ケア者との関係		
ケア者の組合員コード				
ケア内容				

ご記入頂いた個人情報は規則に沿って管理し、生協エスコープ大阪の活動目的としてのみ使用します。

<お問い合わせ エスコープ大阪エコロ事務局 電話 072-293-4660>

■事務局記入欄				
配達担当受付	月 日	担当:	審査不可の場合の理由	
エコロ事務局受付	月 日	担当:		
福祉委員会確認	月 日	担当:		
給付額	円	給付日	月 日	受付 NO.



## 請求書の書き方見本

### エスコープ大阪 エッコロ制度事由報告書兼支払請求書

生協エスコープ大阪 御中

下記エコロ制度事由発生により、ケア金（1ケア600円）を請求しま

請求書の記入日と  
請求者（ケアの依頼者）  
の情報を記入します。

記入日	2015年○月×日	組合員コード	
フリガナ 氏名	オオサカ エツコ	電話番号	072-●●●●-●●●●
	大阪 エツコ	生年月日	19●●年◎月×日

■適用事由に○をつけてください（適用事由が複数ある場合は事由ごとに申請し

適用事由に○をつけ、  
必要項目を記入します。

<input type="radio"/>	3、加入者本人の入院・通院・在宅療養に伴うケア		
	4、加入者家族の入院・通院・在宅療養・介護に伴う加入者へのケア		
	5、加入者本人の産前産後のケア	お子さんの誕生日（出産予定日）	年 月 日
	6、長期に留守をする時のケア		
	7、リフレッシュのためのケア（年4回まで）		回目の申請/年4回
	8、儀式・行事に伴うケア	冠婚葬祭・行事名（	）
	9、高齢の加入者（65歳以上）をサポートするケア	加入者の年齢	歳

■ケアを受けた日時、ケア者氏名、ケア内容を記入してください。

事由発生日時	2015年○月□日（▲）●●：●●～〇〇：〇〇		
ケア者のお名前	塚 エスコさん	ケア者との関係	組合員のお友達
ケア者の組合員コード	●●●●●●		
ケア内容	風邪をひいて寝込んでしまったので、晩ごはんをつくってもらった。		

ケア内容の詳細を記入します。

ご記入頂いた個人情報は規則に沿って管理し、生協エスコープ大阪の活動目的としてのみ使用します。

請求書に記入後は、エスコープ大阪の配達便でエコロ事務局まで提出してください。（FAXでの送付は不可）  
請求方法など困った場合は、エコロ事務局までお問い合わせください。

生協エスコープ大阪エコロ事務局  
☎072-293-4660



# こんな時使える？どう使うの？エッコロ制度

## 事例①

風邪をひいて寝込んでしまった。  
16時～18時に子どもの食事作りと見守りをお願いしたい。



### ★生活保障3「加入者本人の入院・通院・在宅療養に伴うケア」が使えます

- ①ケア者に直接ケアを依頼します。
- ②ケア時間、内容、場所を双方で確認します。
- ③合意した内容が一連の手助けです。「食事作りと見守り」が1ケアになります。

## 事例②

一週間帰省で不在にする。犬の散歩をお願いしたい。



### ★生活保障6「長期に留守をする時のケア」が使えます

- ①ケア者に直接ケアを依頼します。
- ②ケア時間、内容、場所を双方で確認します。
- ③長期は1週間以上とします。3～4日の旅行ではエッコロ制度は使えません。
- ④1週間単位で1ケアとします。7日間犬の散歩をしても、一日おきになったとしても1ケアです。
- ⑤2週間以上にわたる場合は、週単位でのケア請求となります。但し、1ケアで合意できている場合は妨げるものではありません。

## 事例③

1泊2日で生産者訪問に参加する。小学生の子どもを預けたい。



### ★活動保障1「組合員活動を支えるためのケア」が使えます

- ①ケア者に直接ケアを依頼します。
- ②ケア時間、内容、場所を双方で確認します。
- ③ケア者が一人の場合でも、1日目と2日目を分けて2ケアとして請求することが可能です。但し、双方が1ケアで合意できている場合は妨げるものではありません。

●すべてのケアについて、複数のケア者に依頼する必要がある場合、ケア時間の重複がない限りケア者一人に対して1ケアとして請求が可能です。

●こんな時使えるかな？どう使うの？と困った時は、エッコロ事務局までご相談ください。





エコロ制度の問い合わせ・相談・  
加入用紙・請求書の請求先

生協エスコープ大阪エコロ事務局

☎072-293-4660 FAX072-341-0022

- 加入用紙・請求書はFAXでは受付できません。
- 請求書はエスコープ大阪のホームページからのダウンロードできます。  
エスコープ大阪ホームページ <http://s-osaka.seikatsuclub.coop/>  
(2015年10月1日からURL変更)



もしもの時の連絡先

困った時にエコロのケアを頼める方を記入しておきましょう。

名前	組合員コード	電話



ケア記録表 ケア内容を記録するのにご利用ください。

日にち	請求内容	ケア者・ケア内容	時間
/			: ~ :
/			: ~ :
/			: ~ :
/			: ~ :
/			: ~ :
/			: ~ :
/			: ~ :
/			: ~ :